

宮中学校生徒会会則

第一章 名 称

第1条 本会は名古屋市立宮中学校生徒会と称する。

第二章 目 的

第2条 本会は学校、ならびに地域社会と協力して、宮中学校の発展をはかり、自主的に学校行事に参加し、協同して、その目的を完遂するものとする。

第三章 会 員

第3条 本会会員は宮中学校全生徒とする。

第四章 議 会

第4条 議会は生徒会執行部、各室長、各委員会委員長を議員として構成する。

第5条 本議会は会員の自主的活動のすべての面に関する最高の議決権をもつ。

第6条 本会議員は議会に出席し、すべての議事に発言権および1票の表決権をもつ。また、議会のもよう及び決定事項を学級へと報告する。

第7条 議事の決定は議員の多数決とする。

第8条 議会は月1回以上開催することを原則とする。

第9条 議長は議員の互選による。

第五章 役員

第10条 本会役員は会長1名、副会長2名、書記2名、会計1名とする。

第11条 会長は生徒会を代表し、この会の活動が円滑に進められるよう努力する。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長不在、又は、執務不能の場合、これに代わって仕事を行う。

第13条 書記は会の記録を取り、それを保管する。

第14条 会計は会計事務を行う。

第15条 上記役員は全校生徒の無記名投票により選挙される。

第16条 役員任期は前期(4月～9月)、後期(10月～3月)の二期とし再選を妨げない。

第六章 委員会

第17条 本会には次の委員会をおく。

生活、美化、体育、文化、図書、保健

第18条 委員会は学級の選出者によって構成される。

第19条 委員会の委員長・副委員長・書記・学年代表は委員の互選による。

第七章 顧問

第20条 生徒会には、顧問の先生をおき、すべての議会、議事において助言できる。

第八章 最高決定権

第21条 校長は生徒会の活動に関するいかなる問題に対しても最高決定権を保有する。

第九章 修正承認

第22条 本会則は議会で承認され、職員会によって許可されたのち施行される。
会則の修正は議会で修正され、職員会によって許可されて成立する。

付則

生徒会役員選挙規則

第1項 生徒会役員選出に際し、選挙管理委員会を設ける。

第2項 選挙管理委員会は、各学級より1名の委員を選出し委員会を組織する。
任期は1年とする。

第3項 選挙管理委員が生徒会役員に立候補する場合は、選挙管理委員を退任
しなければならない。

第4項 選挙管理委員会は生徒会役員の選挙に関するいっさいの事務を扱う。

第5項 生徒会役員の立候補者は生徒20名の署名を得た推せん状を選挙管理
委員会に提出しなければならない。

第6項 選挙管理委員は、推せん責任者および推せん状への署名を行うことはで
きない。

第7項 立候補者が定められた期間内に定員に充たない場合は、管理委員会は、
その期間を延長して再公示しなければならない。

第8項 立候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、過半数をもって当選と
する。